

# 外国特許トピックス

2019年10月  
特許業務法人 志賀国際特許事務所  
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## インドネシア特許 未納年金に関する続報

インドネシア特許の未納年金問題について、2018年10月および2019年2月に紹介しましたが、このたび進展がございましたので、続報を紹介いたします(インドネシア特許年金に関する外国特許トピックスは添付資料①)。

### 1. インドネシア特許の未納年金問題

インドネシア特許庁は旧法下での未納年金がある権利者を対象に、(最初の期限2019年2月16日を延長して)2019年8月17日までに納付しない場合は新規出願を受理しない旨の通知(添付資料②)を発行しました。この通知は旧法下での未納年金を回収することが目的ですが、現状は未納年金を把握できていない権利者が多く、インドネシア特許庁においても未納年金の管理や状況把握に時間がかかっているようです。

### 2. 現地代理人からの個別案件に関する連絡

上記未納年金の納付期限経過後2019年9月末に、弊所管理のインドネシア新規出願案件において追加の出願書類を提出するよう現地代理人に指示をしたところ、現地代理人より以下の返信を受領しました。

- (1) インドネシア特許庁より、未納年金を有する出願人が未納年金を納付するまで新規出願の形式的要件履行に関する期限が一時的に停止されるとの説明を受けた。
- (2) 出願人が形式要件の履行を希望する場合、インドネシア特許庁は出願人に未納年金の納付を要求する通知を発行する。
- (3) 現状において、追加の出願書類を提出することはできず、特許庁からの通知を待つのみである。

### 3. 現地代理人に対する状況確認と現地代理人の見解

上記2. の連絡を受け、複数の現地代理人に状況確認を行い、現地代理人からの回答を以下にまとめました。

#### ■インドネシア新規特許出願で発生していること

インドネシア特許庁は上記1. の通知に従い 未納年金を有する出願人の新規特許出願に関する書誌事項充足連絡や出願公開を一時停止します。インドネシアの新規出願は2019年8月17日より電子出願のみ受理されるようになりましたが、これはインドネシア特許庁が未納年金問題を電子データ上で管理し、未納年金を有する出願人の新規出願を漏れなく検出することも目的の1つとしているようです。現地代理人においても、一時停止の通知を受け取った出願は今のところ2019年8月17日以降の電子出願のみとのことです。

#### ■未納年金を納付しない場合

インドネシア特許庁は、当該新規出願の出願人に対して 未納年金の納付を要求する通知を発行します。

出願人が未納年金を納付すると当該新規出願に関する手続きの一時停止が解除され、出願人は手続きを進めることができます。当該新規出願は出願日や優先日を失うことはありません。

出願人が未納年金を納付しない場合、インドネシア特許庁は当該新規出願を放棄したと見做す可能性がある<sup>1</sup>と回答してきた現地代理人もいますが、インドネシア特許庁に問い合わせ 先の手続きに進めずペンディング状態 となることを確認したという現地代理人の回答が複数あり、こちらが有力のように思われます。

納付期限については、i) 一定の期限が設定される(延長される可能性あり)とする見解と、ii) 本通知に納付期限の記載がないため期限は設定されないとする見解に分かれています(本通知の英訳は添付資料③)。

#### ■未納年金納付以外に追加で発生する費用の有無

未納年金問題は財務省が管理しているため、未納年金以外に10%の追加料金が発生します。

#### ■未納年金の納付以外に行うべき手続きの有無

未納年金の納付以外に行うべき手続きはありません。

ただし、納付による領収書を取得し、インドネシア特許庁のデータベースが更新されていることを確認することが重要です。領収書が発行されていない場合、影響を受ける各出願について一時停止通知が確実に削除されるように、インドネシア特許庁に対する積極的なフォローアップを行う必要があります。具体的には、納付済みであることを示す銀行詳細のコピーを提出するなどの対応が必要となります。これらの点については、現地代理人に対応を依頼することになると思われま

#### ■未納年金を有する出願人が社名を変更した場合

社名変更しても今回の処遇を回避することはできません。

インドネシア特許の未納年金は次のステップに移ったようです。弊所におきましても、本件に関して今後の動向を注視してまいります。お客様におかれまして、今回インドネシア特許庁が発行する未納年金の納付要求通知を受領した場合、未納年金の有無を再度ご確認いただき、納付手続きを進めていただくことをお勧めいたします。

以上

# 外国特許トピックス

2016年11月  
特許業務法人 志賀国際特許事務所  
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## インドネシア特許法改正

2016年8月26日付けでインドネシア特許法が改正されました(旧法 No.14/2001 から新法 No.13/2016 への改正)。改正の目的は、インドネシア国内の特許制度の整備を進め、特許制度の利用を促進することにあります。今回の改正に関しては情報の不足や錯綜がありましたので、複数の現地代理人に弊所から確認した情報をもとに、主な改正点をピックアップして紹介いたします。

なお、年金制度についての改正は、弊所より先に配信いたしました、添付の「インドネシア特許法改正に伴う年金制度の変更について」(2016年10月19日付け)の中で詳しくお知らせしておりますので、こちらをご参照下さい。

### (1) 小特許の保護範囲拡大

小特許とは、存続期間が出願日から10年間で、形状、構造又は組み合わせにより新規で実用的な価値を有する物品や装置のみを保護対象としていたものですが、新法において保護対象が拡大され、方法についても保護されることとなりました。(第3条2項)

### (2) 電子出願制度の導入

新規出願において、電子出願の利用が可能となりました(第24条4項)。昨今の特許出願において電子出願の利用は珍しいことではありませんが、インドネシア特許庁においても、出願件数の増加に伴う特許庁のサービス向上と案件管理対策として、特許制度利用の促進を目指し、このたび導入されました。

### (3) 拒絶理由通知応答期間等の明文化

旧法においては、拒絶理由通知に対する応答期間について明文規定はなく、審査官の裁量に委ねられていましたが、実際には慣例として、拒絶理由通知発行日から3ヶ月間の応答期限に加えて、2回までの延長(1回目は2ヶ月、2回目は1ヶ月)が認められていました。新法ではこれを明文化して、特許制度の整備を図りました。(第62条3項~5項)

### (4) 審査期間の変更

審査期間につきまして、特許に関しては、旧法では審査請求日から36ヶ月までには特許査定または拒絶査定を行わなければなりませんでした。新法においては審査請求日から30ヶ月に変更されました(第57条)。また、小特許に関しても、旧法では出願日から24ヶ月までに査定を行わなければなりませんでした。新法においては出願日から12ヶ月に変更されました(第124条1項)。弊所のインドネシア特許出願案件を確認しましたところ、ほとんどの案件が審査請求日から2~3年で特許査定となっており、現状に沿った変更と言えますが、審査期間の短縮を改正内容に含めているところは、インドネシア特許庁の意識的な早期審査終了の姿勢をうかがうことができます。

また、インドネシア特許庁は法令 No.45/2016 において特許出願時の庁費用値上げを発表し、2016年11月10日より新料金が適用されておりますので、注意が必要です。

\*外国為替レート(2016年11月29日現在)・・・IDR1(インドネシア・ルピア)≒¥0.008

	旧料金	新料金
特許	IDR750,000 (日本円:約¥6,000)	IDR1,500,000 (日本円:約¥12,000)
小特許	IDR500,000 (日本円:約¥4,000)	IDR1,250,000 (日本円:約¥10,000)

※クレーム数10項および明細書ページ数30頁までの出願において適用されます。

### 《続報/2016年5月 外国特許トピックス》

2016年5月の外国特許トピックスでお知らせいたしました「ベトナムー日本間の PPH」についての続報です。このたび、ベトナム特許庁が、2016年4月1日より開始されたベトナムー日本間の PPH 申請が100件にのぼったため、2017年3月31日に最初の1年を終了後、もう1年の延長(2017年4月1日再開)を決定した通知を発行しました。ASEAN 諸国での早期権利化を目指す企業において、ベトナムー日本間の PPH に対する期待の表れがこの結果につながったものと思われます。

以上

2016年10月19日

各位

特許業務法人 志賀国際特許事務所

## インドネシア特許法改正に伴う年金制度の変更について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

2016年8月26日付でインドネシア特許法が改正され（以下、「新法」）、年金納付手続きにおいて大幅な変更がなされました。法改正の概要は以下の通りです。

## 年金納付に関する法改正の概要

旧法	新法
出願日から特許付与年までの累積年金を特許付与日から遅くとも1年以内に納付しなければならない。	出願日から特許付与年まで <b>+1年分</b> の累積年金を特許付与日から <b>6ヶ月</b> 以内に納付しなければならない。
以後の年金は、毎年、特許付与応当日までに納付しなければならない。	以後の年金は、毎年、 <b>次の保護期間の開始日（出願応当日）の1ヶ月前</b> までに納付しなければならない。
納付期限を過ぎた後の追納が可能。1ヶ月につき2.5%の追徴金が課せられる。	納付期限を過ぎた後の <b>追納はできない</b> 。 ただし、納付期限の7日前までに延長申請を行うことで最大12ヶ月の期間延長が可能だが、本来支払うべき年金と同額の追徴金が課せられる。
納付期限内に年金を納付しなくとも、特許権は3年間存続する。特許無効となるまでの年金は特許権者によって支払われるべき負債として残るため、特許権を放棄する場合は特許取消の申請及び保護期間を考慮した年金納付をしておくべきである。	期間延長申請なしに期限内に年金納付を行わなかった場合は、 <b>自動的に特許権は無効</b> とみなされる。特許権を放棄するにあたり、特許取消の申請や累積年金の納付は不要である。

## 経過措置

1. 新法発効前に納付期限を徒過していた未納年金は、旧法による年金制度が適用されます。
2. 新法発効後に納付期限が到来する未納年金は、新法による年金制度が適用されます。
3. 新法による納付期限が新法発効日から2016年12月30日までの未納年金（保護期間が2016～2017年を含む）は2016年12月30日までに納付が必要。納付しない場合は、特許権は無効となる。

## 弊所へ年金管理をご依頼いただいているお客様へ

2016年9月30日にインドネシア特許庁長官より、旧法下で登録になった特許の年金納付には「新法」が適用されるとの通達がなされました。

旧法下で登録になっている特許について新法を適用しますと、既に納付期限を徒過している年金が発生致しますが、その年金は2016年12月30日までに納付する必要があります。現在、2016年12月30日までに年金納付すべき案件について確認を行っており、確認ができ次第、納付の可否について弊所よりご連絡させていただき予定ですので、今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

以上

## ◆本件に関するご連絡先

特許業務法人志賀国際特許事務所 外国事務部 山川恵

TEL: 03-5288-5811/FAX: 03-5288-5833/Email: osp@shigapatent.com

# 外国特許トピックス

2018年10月

特許業務法人 志賀国際特許事務所  
外国事務部 加藤基志

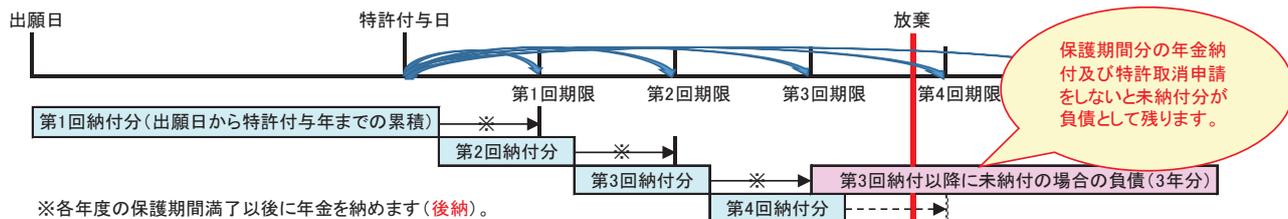
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## インドネシア特許 未納年金に関する庁通知

インドネシア特許庁が 2018 年 8 月 16 日付で未納年金に関する通知を発行しました。この通知は現行法 (2016 年 8 月 26 日施行) の前の法律 (以下、旧法) で定められた年金納付問題を解決するためのもので、旧法下での年金納付制度を前提に理解する必要があります。そこで、今回はインドネシア特許の未納年金について旧法と現行法を織り交ぜて紹介いたします。

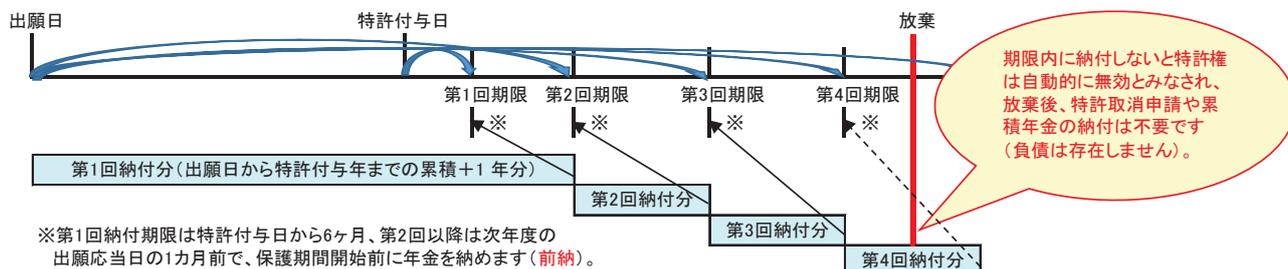
### 1. 旧法 (No.14/2001) 下の年金制度

多くの国で保護期間の前に年金を納付する「前納」を採用していますが、インドネシアの旧法下では、出願日から特許付与年までの累積年金を特許付与日から 1 年以内に、以後は毎年特許付与応当日までに納付する、すなわち「後納」を採用していました (旧法 114 条)。そして、期限内に納付しなくとも特許権は 3 年間存続します (未納付から 3 年目の納付期限日に特許庁により取消宣言されます) が (旧法 88 条、旧法 115 条)、特許庁の取消宣言により特許無効となるまでの年金は **特許権者によって支払われるべき負債として残る** ため (下記ピンク色部分)、特許権を放棄する場合は負債が残らないように保護期間を考慮して年金納付をした上で、**特許取消申請を行う必要があります**。



### 2. 現行法 (No.13/2016) 下の年金制度

出願日から特許付与年までの年数とそのさらにプラス 1 年分の累積年金を特許付与日から 6 ヶ月以内に納付し、以後は毎年次の出願応当日の 1 ヶ月前までに納付する (現行法 126 条)、すなわち「前納」となります。そして、期間延長申請なしに期限内に年金納付を行わなかった場合は、特許権は自動的に無効とみなされます (現行法 128 条 1 項)。**旧法と異なり、特許権を放棄するにあたり特許取消の申請や累積年金の納付は不要になります (負債は存在しません)**。



### 3. 2018 年 8 月 16 日付の未納年金に関する通知

本通知の内容は、未納年金がある特許権利者に対してインドネシア特許庁が旧法 88 条及び旧法 115 条の規定により発生した未納年金を本通知発行日から 6 ヶ月以内に納付するよう要求し、**この納付が行われるまでは当該権利者による新規特許出願を認めない**というものです。

1. で記載した旧法が適用される特許案件の年金 (現行法実施前に納付期限日を徒過していた年金や、現行法への移行期間中に納付しなかった年金) が未納年金として残存しており、インドネシア特許庁はその解消目的で通知発行に至ったと思われます。本通知の詳細を現地代理人 (インドネシアの複数事務所) に確認しましたところ、以下の回答がありました。

- ①旧法年金制度下での未納年金の納付期限は **2019 年 2 月 16 日** である。
- ②未納年金がある特許権利者を共願人とする共同出願も認められない。
- ③認められない出願は、パリルートや PCT 国内移行による新規出願のほか、係属中の出願からの分割出願も含む。

## 4. 具体例

出願日が2005年2月8日、特許付与日が2010年5月31日の場合における各年次の年金納付期限日と、どのような条件下で未納年金となるかを検討いたします。

## [各年次の保護期間と年金納付期限]

年次	保護期間	納付期限日
1-6	2005年2月8日～2011年2月7日	2011年5月30日(旧法)
7	2011年2月8日～2012年2月7日	2012年5月31日(旧法)
8	2012年2月8日～2013年2月7日	2013年5月31日(旧法)
9	2013年2月8日～2014年2月7日	2014年5月31日(旧法)
10	2014年2月8日～2015年2月7日	2015年5月31日(旧法)
11	2015年2月8日～2016年2月7日	2016年5月31日(旧法)
12	2016年2月8日～2017年2月7日	2016年12月30日(※)
13	2017年2月8日～2018年2月7日	2017年1月8日(新法)
14	2018年2月8日～2019年2月7日	2018年1月8日(新法)

※12年次の納付期限日は、旧法では2017年5月31日となりますが、この年次の保護期間に新法が施行され(2016年8月26日)、新法適用により2016年1月8日が納付期限とされました。しかし、これに従うと新法施行前に納付期限が経過していることとなるので、インドネシア特許庁は、新法への移行期間として2016年12月30日までに納付するよう通知を発行しました。

## [未納年金の有無]

	条件	未納年金
①	7年次まで納付し、8年次以降納付せず。特許取消申請の提出なし。	8～10年次
②	7年次まで納付し、8年次保護期間中に特許取消を申請。8年次分は納付せず。	8年次
③	7年次保護期間中に特許取消を申請し、7年次分を納付。	発生せず
④	11年次まで納付し、移行期間中に12年次分を納付せず。	12年次
⑤	12年次まで納付し、13年次以降納付せず。	発生せず(※)

※13年次以降は新法による納付期限が新法発効(2016年8月26日)の後に到来するため、特許取消申請をせずに年金不納により放置した場合でも、今回問題になっている未納年金(負債)は発生しません。

## 5. 弊所コメント

今後、インドネシアに出願をご予定されている場合、新規出願が受理されないという事態を避けるため、年金を納付せず放棄したインドネシア特許において、上記のような旧法下での未納年金がないかをご確認ください。特に、特許取消申請を行っていない場合は未納年金が存在する可能性が高いため注意が必要です。

以上

2019年2月  
特許業務法人志賀国際特許事務所  
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

### 署名書類の原本提出の要否、原本保管の要否

特許手続きで発生する署名書類の原本を破棄することの可否についてお問い合わせをいただくことがございます。今回は署名書類の原本提出の要否、および原本保管の要否を紹介いたします。以下は、当該国の複数の有力代理人に問い合わせて作成しました。

#### 1. 署名書類の原本提出の要否

主要国における特許庁への署名書類原本の提出要否は、以下のとおりです。

原本提出が必要	インド、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、エジプト、南アフリカ、メキシコ、アルゼンチンなど
一部書類について原本提出が必要	中国、韓国、ブラジルなど
コピー(スキャンデータ等)で足りる	米国、カナダ、欧州特許、ドイツ、ロシア、シンガポール、マレーシア、台湾、オーストラリア、湾岸協力会議(GCC)、アラブ首長国連邦、サウジアラビアなど

署名書類原本の提出が要求される国は、東南アジアや南米の新興国が多いようです。インドでは電子出願でスキャンデータを提出しても、その後 15 日以内に原本を提出しなければなりません。

中国では、包括委任状について原本の提出が要求されていますが、それ以外の署名書類はスキャンデータの提出で足りる(出願手続きを紙で行う場合は後に名義変更手続きなどで署名書類の提出が要求される際に原本の提出が必要)。韓国では、包括委任状の他に公証認証された書類や名義変更手続き書類も原本の提出を要求されることがあります。

欧米圏を中心にスキャンデータで足りるとする国が多くあります。台湾では、スキャンデータを提出する場合、出願人または現地代理人がスキャンデータと原本が一致する旨の宣誓を行う必要があります。

#### 2. 署名書類の原本保管の要否

署名書類はスキャンデータの提出で足りるとする国では、手元に残る原本保管要否の問題が発生しますが、各国代理人に問い合わせたところ、どの国の代理人も、特許庁からの提出要求に備えて保管を勧めています。特許庁における形式審査や第三者異議申立、または特許関連訴訟で署名書類スキャンデータの信憑性を疑う何らかの理由があれば、その原本提出を要求されます。原本を破棄してしまうと、特許庁や裁判所からの提出要求に応答できずスキャンデータが十分な証拠を構成しないと判断されてしまうため、原本は保管したほうが良いとのアドバイスを受けました。

米国特許審査手続便覧(MPEP)においても、宣誓書又は宣言書の原本は、真正性の証拠として出願人又はその代理人によって保管されなければならないと、提出されたコピーの真正性に疑問が生じた場合、米国特許庁は原本の提出を要求することができると明文規定(第 600 章 602)を設けて上記実務を裏付けています。

ペーパーレスを進める企業様が多いと存じますが、署名書類原本はその特許権が消滅するまで保管することをお勧めいたします。

\*\*\*\*\*

《続報1/2018年10月 外国特許トピックス「インドネシア特許 未納年金に関する庁通知」》

インドネシア特許庁は旧法下での未納年金がある権利者を対象に2019年2月16日までに納付しない場合は新規出願を受理しないとしていましたが、2019年2月17日付でこの納付期限を延長する旨の通知を発行しました。延長後の期限はこの通知発行日から6ヵ月後の2019年8月17日となります。インドネシア特許庁は、延長の理由を、①上記未納年金を認識していない権利者が多いこと、②インドネシア特許庁や関係機関において未納年金の管理や状況把握に時間がかかっていること、としています。

《続報2/2019年1月 外国特許トピックス「各国 PPH の進捗(ブラジル、インド、ベトナム)」》

日本-ベトナムの PPH プログラム実施期間が2019年3月31日まででしたが、3年間の延長が決定して2019年4月1日から2022年3月31日まで実施されることになりました。ベトナム国家知財庁が1年間に受付ける申請件数上限は、今までの100件から200件に倍増されます(件数以外に期間制限(〇ヶ月で△件など)も設定される可能性があります/日本国特許庁が受理する申請では申請件数に制限はありません)。

直前の実施において、申請件数が受付を開始した2018年4月1日から3日で上限の100件に到達したため、本プログラムを利用されるご予定の場合は件数が倍増したとはいえお早めの申請をお勧めいたします。

以上



**MINISTRY OF LAW AND HUMAN RIGHTS OF THE  
REPUBLIC OF INDONESIA  
DIRECTORATE GENERAL OF INTELLECTUAL PROPERTY**

Jalan H.R. Rasuna Said Kav 8-9, Jakarta Selatan 12190

Telp: (021) 57905619 ; Fax: (021) 57905619

Website: [www.dgip.go.id](http://www.dgip.go.id) ; e-mail: [sesditjen@dgip.go.id](mailto:sesditjen@dgip.go.id)

Number : -  
Nature : -  
Enclosure(s) : -  
Subject : Fulfilment of Debt Obligation of Patent Annuity Fees

August 16, 2018

To:

1. All Patent Holders and Licensees
2. All registered IP Consultants

In connection with the existence of unpaid debts of patent annuity fees by Patent Holders in accordance with the provision of Article 88 and Article 115 and their elucidations in Law No. 14 of 2001 as well as for the orderly administration of financial statements for years 2016 up to 2017 at the Directorate General of Intellectual Property (DGIP), we hereby request Patent Holders to settle said annuity fee debts within a period of 6 (six) months as of the date of this letter.

In relation to this matter, DGIP will not be accepting any new patent applications filed by Patent Holders that have not yet settled their annuity fee debts, until they have settled the same.

Please be advised accordingly and thank you for your kind attention.

Director General of  
Intellectual Property

*SIGNED & STAMPED*

Dr. Freddy Harris, A.C.C.S.

Copies to:

1. Minister of Law and Human Rights
2. Inspector General of Ministry of Law and Human Rights



MINISTRY OF LAW AND HUMAN RIGHTS OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
DIRECTORATE GENERAL OF INTELLECTUAL PROPERTY  
Jalan. H. R. Rasuna Said Kav. 8-9 Jakarta Selatan 12190  
Telephone: (021) 57905619, Fax: (021) 57905619  
Website: www.dgip.go.id E-mail: [sesditjen@dgip.go.id](mailto:sesditjen@dgip.go.id)

1. Patent Holders; and
2. Indonesian Registered Intellectual Property Consultants

**CIRCULAR LETTER**

**NUMBER : HKI.KI.05.04-04**

**ON**

**EXTENSION OF TIME TO FULFILL THE OBLIGATION FOR UNPAID PATENT ANNUAL FEE FOR PATENT HOLDERS**

Referring to the Letter of Director General of Intellectual Property Number HKI.KI.05.04-02 dated 16 August 2018 on affirmation related to the fulfillment of the obligation for unpaid patent annual fee for patent holders, we hereby convey that the process of fulfilling the obligation has encountered several obstacles as follows:

1. Information regarding the fulfillment of the obligation for unpaid patent annual fee has not been completely socialized and there are still a number of patent holders that are not aware of the notice on the fulfillment of the obligation.
2. Technical procedures for the payment of unpaid patent annual fee involving the Directorate General of Intellectual Property and the Directorate General of State Assets Management require longer time and meticulousness.

Having considered the above mentioned reasons, we are extending the time to fulfill the obligation for unpaid patent annual fee to 6 (six) months as from the date of issuance of this letter.

Hereby, this letter is duly made for proper perusal.

Jakarta, 17 February 2019

Director General of Intellectual Property,



Dr. Freddy Harris, A.C.C.S.

Cc:

1. Minister of Law and Human Rights
2. Inspector General of the Ministry of Law and Human Rights

## 個別案件において未納年金の納付を要求する通知（英訳）

MINISTRY OF LAW AND HUMAN RIGHTS OF REPUBLIC OF INDONESIA  
DIRECTORATE GENERAL OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS  
JL.H.R. Rasuna Said Kav. 8-9 Jakarta Selatan 12190  
Phone +62 21 55798863, 57905606 Fax +62 21 5525386, 57905606  
Website: <http://www.dgip.go.id> Email: [dopatent@dgip.go.id](mailto:dopatent@dgip.go.id)

---

No. : HKI-3-HI-05.01-274-01.  
Encl. : 1 (sheet)  
Subject : Notice of Application no. cannot be Processed

To. Proxy

This is to notify that Patent Application:

Lodging Date :  
(21) Application No. :  
(71) Applicant :  
(54) Title of Invention :  
(74) IP Consultant :  
(22) Filing date :

Cannot be processed based on the reason that the Applicant mentioned above still has an outstanding patent annuity. If the outstanding annuity is already paid, we will then further process the administration examination of the application.

On behalf of  
Director of Patent, Integrated Circuit  
Layout Design and Trade Secret

(stamp) Signature

SLAMET RIYADI  
196407231991031001

Cc

1. Director General of Intellectual Property
2. Director of Patent, Integrated Circuit Layout Design and Trade Secret